

広島県選挙管理委員会告示第九十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百十三条第三項の規定により執行する広島県議会議員広島市安佐南区選挙区補欠選挙を、同法第百十九条第一項の規定により、広島県知事選挙と同時に次のとおり行う。

令和三年十一月五日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

一 選 挙 期 日 令和三年十一月十四日

二 選挙すべき議員の数 一人